

奥州市中小企業者 物価高騰対策支援金のご案内

エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰の影響を受けている
市内の中小企業者の皆様に対し、事業の継続を支援するための支援金を支給します。

※詳しくは実施要領をご確認の上、申請してください。

〈支給要件〉 3つの要件をいずれも満たしている必要があります。

① 事業継続

申請時点において事業を3カ月以上営んでおり、今後も事業を継続する意思があること。

② 類似の支援金を受けていない

令和6年1月以降に奥州市やその他の自治体から、類似の支援金等の支給を受けていないこと（岩手県の物価高騰対策賃上げ支援金との重複申請は可能です）。

③ 確定申告

法人は直近の事業年度分、個人は令和5年分の確定申告が終了していること（新規開業・事業継承の方は別途特例措置があります）。

〈対象者〉

奥州市内に本店所在地がある法人・組合、
もしくは住所を有する個人事業主

〈対象とならない事業者〉

- ・大企業及びみなし大企業
- ・農林漁業収入を主とする事業者
- ・政治団体、宗教上の組織若しくは団体
- ・その他支給基準を満たさない事業者

支給額

※同一事業者につき1回限り

法人

個人事業者

8万円 **4万円**

申請期間

令和6年 **5月10日(金)** ~
7月31日(水) まで
(当日消印有効)

※予算の上限になり次第、受付を締め切る場合があります。

申請・お問合わせ先

◆前沢商工会

奥州市前沢字七日町裏 71 奥州市前沢総合支所2階 TEL: 56 - 2105

本店所在地が前沢地区にある法人・組合、もしくは住所を有する個人事業主の方は前沢商工会、前沢地区以外の方は奥州商工会議所が申請先となります。

〈申請方法〉

下記にある必要書類を郵送いただくか、表面記載の窓口までご持参ください。

申請に必要な書類〔共通書類〕

- ①奥州市中小企業者物価高騰対策支援金申請書兼請求書
- ②誓約書
- ③振込先が分かる通帳の表面と中面の振込先がカタカナ表記のページの写し
※上記共通書類の他、下記の書類が必要となります。

- 〔個人〕 ○令和5年分確定申告書の写し（第1表のみ）
〔法人〕 ○直近事業年度確定申告書の写し（別表1のみ）
○法人事業概況説明書の写し（1～2ページ）
〔新規創業者〕（令和6年1月1日以降に設立・開業）
○個人事業の開業・廃業届出書の写し
○直近3カ月の売上台帳の写し 他



実施要領・申請書類は下記ホームページから取得できます。

前沢商工会HP <https://www.shokokai.com/maesawa/>
奥州商工会議所HP <http://www.oshucci.com/>

〈申請書類の留意点〉

●個人・法人共に「確定申告書類」の写し

（※¹ 税務署の収受日付印又は電子申告日時に記載があること）

個人：確定申告書（1枚目のみ）

法人：確定申告書（1枚目）、法人事業概況説明書（表と裏）

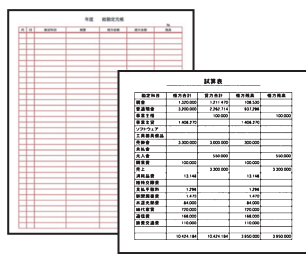
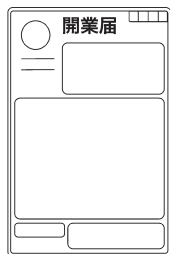
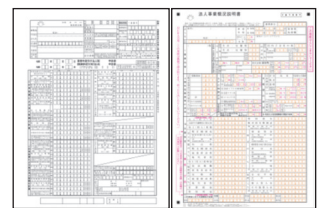
※¹ 記載が無い場合は、別途に電子申告受信通知の添付でも可。

何も無い場合は、納税証明書その2「法人税」「所得税又は復興特別所得税」を添付する。

—個人—



—法人—



●新規創業者

◇「開業届」の写し

（税務署の収受日付印、又は、電子申告日時の記載があること）

◇直近3カ月分の売上台帳（様式任意）の写し



●振込先が分かる通帳の「表面」と「中面」の振込先がカタカナで表記してあるページの写し

※ネット銀行の場合は、金融機関名・口座番号・名義が分かるページの写し



●法人代表者

または個人事業者主の

本人が自署した誓約書

※□欄にチェックを入れること

※エクセルへの印字や氏名スタンプは不可